

表彰規程

改正 令和5年3月29日 墨シ規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人墨田区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の発展に寄与し、功労があった者の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰、役員表彰、会員表彰、職員表彰とし、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 一般表彰 個人または団体で、センターの発展、会員の福祉に寄与し、その業績が顕著なもの。
- (2) 役員表彰 センターの役員を継続して4年以上在任したもののうち、退任したもの。
- (3) 会員表彰 センターの会員として、センター事業の発展に寄与し、その業績が顕著なもの。
- (4) 職員表彰 職員就業規則第33条により表彰されるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に表彰に値する場合。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、会長の推薦にもとづいて理事会で決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状もしくは感謝状を授与して行い、必要と認められるときは、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、総会において行うものとする。ただし、会長が認めたときは随時行うことができるものとする。

(委任)

第6条 この規程に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成24年5月30日から施行する。

附 則

この規程は令和5年6月29日から施行する。